

岡山県民税配当割・株式等所得譲渡割の電子申告・納入に係る注意点

◆【期限内申告データ等作成の注意点】

『手入力による作成』を選択した場合

1. 申告期限内に岡山県へ提出する申告データを作成する場合、『通常（当初申告）』（下図 で囲まれた種別）を選択してください。
2. 申告期限後に岡山県へ提出する申告データを作成する場合又は、期限内に申告・納入したものに追加で納入する場合、『計算情報入力（更正）』（下図 で囲まれた種別）を選択してください。
3. 『追加』及び『計算情報入力（決定）』（下図 で囲まれた種別）は選択しないでください。

※下図は利子割の入力画面です。『作成方法』以外の項目については、配当割・株式等所得割の画面と入力内容が異なります。

作成方法選択・特別徴収義務者情報入力

申告データの作成方法を選択します。
「手入力による作成」「CSV取込による作成」のいずれかを選択し、利払年月等を入力後、「次へ」ボタンをクリックしてください。
なお、更正・決定に係る計算情報を入力する場合は、「計算情報入力（更正）」又は「計算情報入力（決定）」を選択してください。

作成
1
2
3
4
5
署名
送信

作成方法	必須	<input checked="" type="radio"/> 手入力による作成 <input checked="" type="radio"/> 通常（当初申告） <input type="radio"/> 追加 <input type="radio"/> 計算情報入力（更正） <input type="radio"/> 計算情報入力（決定）
		<input type="radio"/> CSV取込による作成
利払年月	必須	令和3 年 5 月
提出年月日	必須	令和3 年 5 月 1 日
利子の種類	必須	特定公社債以外の公社債の利子
納入区分	必須	<input checked="" type="radio"/> 本店一括（※） <input type="radio"/> 支店毎 <small>※ 本店のみの場合は、「本店一括」を選択してください。</small>
氏名又は名称（納付用）	必須	地方税商社
氏名又は名称（フリガナ）（納付用）	必須	チホウゼイシヨウシヤ
所在地（納付用）	必須	岡山県岡山市北区

戻る
次へ

『CSV取込による作成』を選択した場合、CSVファイルの『申告種別』の項目について、上記1.に相当するものは『01』、上記2.に相当するものは『03』としてください。

◆【期限内申告データ等作成後の注意点】

期限内申告データ又は、計算情報入力（更正）データを作成後に、納税手続きを必ず行ってください。

申告期限内に申告データを作成していても、次の具体例のとおり、**納付日が申告期限日後の場合、期限後申告となり、不申告加算金が発生する**ことがあります。

なお申告データ等作成後、一定期間内に納税手続きを完了しなかった場合、作成した申告データ等は削除されますのでご注意ください。

具体例：令和3年10月営業（令和3年11月10日申告納入期限）分の申告データを作成した場合

- 11月8日申告データ作成後、納付日が11月の場合→申告日は11月9日
（期限内申告となる。）
- 11月8日申告データ作成後、納付日が11月11日の場合→申告日は11月11日
（期限後申告となり、不申告加算金が発生することがある。）
※期日指定納付手続きを11月10日までに行っていたとしても、この場合期限後申告となります。

納税メニュー

口座情報の登録・変更 ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。

口座情報の登録 > 口座情報の登録を行います。

口座情報の確認・変更 > 口座情報の確認及び変更を行います。

納付情報発行依頼 電子納税に必要な納付情報発行依頼を作成します。

電子申告連動 > 電子申告を行った申告の納付情報発行依頼を行います。

個人住民税（特徴） > 個人住民税（特徴）の納付情報発行依頼を行います。

みなし・見込納付、更正・決定 > みなし・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を行います。

確認・納付 発行された納付情報を確認し、納付を行います。

納付情報の確認・納付 > 発行依頼した納付情報の確認及び納付を行います。

不申告加算金、過少申告加算金又は延滞金を電子納付する場合に限り、納税手続き前に、こちらから納付情報発行依頼を行ってください。

申告データ等作成後、こちらから納税手続きを行ってください。

戻る

eLTAXの詳しい操作方法については、地方税共同機構の『利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページ』（<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>）にある手続きガイドを確認するか又は、地方税共同機構ヘルプデスク（0570-081-459）へお問合せください。